

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令及び通商産業省組織令の一部を改正する政令案新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令(平成二年政令第二百五十八号)(第一条関係)

改正案	現行
<p>(特定手続の指定)</p> <p>第一条 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(以下「法」という。)第三条第一項の政令で定める手続は、次に掲げる手続(別表の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る同表の第三欄に掲げる手続並びに在外者が特許管理人によらないでする手続を除く。以下「特定手続」という。)とする。</p> <p>一(四十) (略)</p> <p>四十一 特許法第十七条第一項若しくは第三項(法第四十一条第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。</p> <p>(若しくは特許法第三百三十三条第一項若しくは第二項(これらの規定を意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項(同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。))及び同法附則第十七条第一項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、 実用新案法第二条の二第一項若しくは第三項若しくは第六条の二、意匠法第六十条の三又は商標法第六十八条の四十若しくは同法附則第二十四条(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))の規定による第一号から第三十八号まで及び第四十号に掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正(代理権を証明する書面その他の物件の提出をその内容とするものを除く。)</p> <p>四十二(四十七) (略)</p> <p>(特定処分等の指定)</p>	<p>(特定手続の指定)</p> <p>第一条 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(以下「法」という。)第三条第一項の政令で定める手続は、次に掲げる手続(別表の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る同表の第三欄に掲げる手続並びに在外者が特許管理人によらないでする手続を除く。以下「特定手続」という。)とする。</p> <p>一(四十) (略)</p> <p>四十一 特許法第十七条第一項若しくは第三項(法第四十一条第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。</p> <p>(若しくは特許法第三百三十三条第一項若しくは第二項(これらの規定を意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項(同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。))及び同法附則第十七条第一項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、 実用新案法第二条の二第一項若しくは第三項若しくは第六条の二、意匠法第六十条の三又は商標法第六十八条の二若しくは同法附則第二十四条(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))の規定による第一号から第三十八号まで及び第四十号に掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正(代理権を証明する書面その他の物件の提出をその内容とするものを除く。)</p> <p>四十二(四十七) (略)</p> <p>(特定処分等の指定)</p>

第三条 法第四条第一項の政令で定める処分若しくは判定又は判定若しくは特許異議の申立て若しくは登録異議の申立て若しくは審判に関する記録は、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

四 特許庁長官が行う特許法第二十二条(実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)
若しくは特許法第二十四条(実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。
以下この号において同じ。))において準用する民事訴訟法第二百二十八条第一項若しくは第三百三十一条第一項の規定による決定又は特許法第二十四条において準用する民事訴訟法第三百三十一条第二項の規定による決定の取消し(別表の一から五までの項の第二欄に掲げる手続きに係るものを除く。)

五・六 (略)

七 審判長、審判官又は審査官が行う審決、査定若しくは決定又はこれらの取消し(次のイからトまでに掲げるものを除く。)

イ 特許法第六十七条の三第一項の規定による拒絶をすべき旨の査定

ロ 特許法第六十七条の三第二項の規定による延長登録をすべき旨の査定

ハ 再審の審決又は決定

二 商標法第六十八条の十第一項に規定する国際商標登録出願(以下「国際商標登録出願」という。))についての査定又は決定

ホ 商標法第六十八条の二十第二項に規定する国際登録に基づく商標権(以下「国際登録に基づく商標権」という。))に係る登録異議の申立てについての決定又は決定の取消し

第三条 法第四条第一項の政令で定める処分若しくは判定又は判定若しくは特許異議の申立て若しくは登録異議の申立て若しくは審判に関する記録は、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

四 特許庁長官が行う特許法第二十二条(実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)
若しくは特許法第二十四条(実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。
以下この号において同じ。))において準用する民事訴訟法第二百二十八条第一項若しくは第三百三十一条第一項の規定による決定又は特許法第二十四条において準用する民事訴訟法第三百三十一条第二項の規定による決定の取消し(別表の一から四までの項の第二欄に掲げる手続きに係るものを除く。)

五・六 (略)

七 審判長、審判官又は審査官が行う審決、査定若しくは決定又はこれらの取消し(次のイからハまでに掲げるものを除く。)

イ 特許法第六十七条の三第一項の規定による拒絶をすべき旨の査定

ロ 特許法第六十七条の三第二項の規定による延長登録をすべき旨の査定

ハ 再審の審決又は決定

へ 国際商標登録出願又は国際登録に基づく商標権に係る審判についての審決、決定又は決定の取消し

ト 国際登録に基づく商標権の効力についての判定の手續に係る決定又は決定の取消し

八 判定（国際登録に基づく商標権の効力についての判定を除く。）

九 特許法第四百七十七条第一項（同法第七十一条第三項（実用新案法第二十六条、意匠法第二十五条第三項及び商標法第二十八条第三項（同法第六十八条第三項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）、特許法第一百七十七条第二項及び第五百十一条（同法第七十一条第三項及び第九十九条、実用新案法第四十一条、意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項（同法第四十三条の八（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。））及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）、実用新案法第四十一条、意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項（同法第四十三条の六第二項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。））及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）、及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）、の規定による調書の作成（国際商標登録出願及び国際登録に基づく商標権に係る審判、国際登録に基づく商標権の効力についての判定並びに国際登録に基づく商標権に係る登録異議の申立てについてするものを除く。）

別表（第一条、第三条、第六条関係）

一	(略)	(略)	(略)
---	-----	-----	-----

八 判定

九 特許法第四百七十七条第一項（同法第七十一条第三項（実用新案法第二十六条、意匠法第二十五条第三項及び商標法第二十八条第三項（同法第六十八条第三項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）、特許法第一百七十七条第二項及び第五百十一条（同法第七十一条第三項及び第九十九条、実用新案法第四十一条、意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項（同法第四十三条の八（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。））及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）、実用新案法第四十一条、意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項（同法第四十三条の六第二項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。））及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）、及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）、の規定による調書の作成

別表（第一条、第三条、第六条関係）

一	(略)	(略)	(略)
---	-----	-----	-----

六	五	四	三	二
(略)	国際商標登録出願	(略)	(略)	(略)
(略)	第一条第九号、第十一号、第十五号、第十九号、第二十三号、第二十四号、第二十五号、第三十六号、第三十八号及び第四十号から第四十二号までに掲げる 手続	(略)	(略)	(略)
(略)	第六条第三号から第五号まで、第七号、第八号、第十号から第十七号まで、第十九号及び第二十号に掲げる通知又は命令	(略)	(略)	(略)

五	四	三	二
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

改 正 案

現 行

<p>（審査第一部の事務） 第六十七条 審査第一部においては、次の事務をつかさどる。 一 工業所有権に関する出願書類（実用新案技術評価書に関する書類及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）の規定により出願書類又は実用新案技術評価に関する書類とみなされるものを含む。第八十一条第二号から第五号まで、第八十二条第二号並びに第八十二条の二第一号及び第一号の二において同じ。）の方式審査、整理、保管その他出願に関すること。（総務部の所掌に属することを除く。） 二 三（略）</p>	<p>（審査第一部の事務） 第六十七条 審査第一部においては、次の事務をつかさどる。 一 工業所有権に関する出願書類（実用新案技術評価書に関する書類及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）の規定により出願書類又は実用新案技術評価に関する書類とみなされるものを含む。第八十一条第二号から第五号まで、第八十二条第一号並びに第八十二条の二第一号及び第一号の二において同じ。）の方式審査、整理、保管その他出願に関すること。（総務部の所掌に属することを除く。） 二 三（略）</p>
<p>（特許情報課） 第七十八条 特許情報課においては、次の事務をつかさどる。 一（略） 二（略） 三 特許及び実用新案の出願書類（特許及び実用新案に係る国際出願（以下「国際出願」という。）に関するもの並びに工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の規定により出願書類とみなされるものを含む。）を分類すること。 四 六（略）</p>	<p>（特許情報課） 第七十八条 特許情報課においては、次の事務をつかさどる。 一（略） 二（略） 三 特許及び実用新案の出願書類（国際出願に関するもの及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の規定により出願書類とみなされるものを含む。）を分類すること。 四 六（略）</p>
<p>（方式審査第二課） 第八十二条 方式審査第二課においては、次の事務をつかさどる。 一 商標に係る国際登録出願（以下「国際登録出願」という。）に関する出願書類の接受を行うこと。 二 工業所有権に関する出願書類（国際出願に関するものを除く。）</p>	<p>（方式審査第二課） 第八十二条 方式審査第二課においては、次の事務をつかさどる。 一 工業所有権に関する出願書類（国際出願に関するものを除く。）</p>

く。の発送を行うこと。

三 意匠及び商標に関する出願書類（国際登録出願に関するもの及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の規定により出願書類とみなされるものを含む。以下この条において同じ。）の方式審査に関すること。

四 意匠及び商標に関する出願書類の整理及び保管を行うこと。

（出願課）

第百八十二条の二 出願課においては、次の事務をつかさどる。

一 工業所有権に関する出願書類（国際出願に関するもの及び国際登録出願に関するものを除く。以下この条において同じ。）の接受を行うこと。

一の二七八（略）

く。の発送を行うこと。

二 意匠及び商標に関する出願書類（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の規定により出願書類とみなされるものを含む。以下この条において同じ。）の方式審査に関すること。

三 意匠及び商標に関する出願書類の整理及び保管を行うこと。

（出願課）

第百八十二条の二 出願課においては、次の事務をつかさどる。

一 工業所有権に関する出願書類（国際出願に関するものを除く。以下この条において同じ。）の接受を行うこと。

一の二七八（略）